

建設アスベスト訴訟に関する最高裁判決等を踏まえた 対応について

令和 3 年12月13日
労働基準局安全衛生部

1 労働者以外の者に対する安全衛生対策

(1) 見直し対象の法令

- まずは石綿の表示・掲示について優先的に検討すべき。また、石綿以外については表示・掲示についての事項を優先的に検討すべき。法第22条に基づく全ての省令を検討対象にすることは、その必要性を含めて慎重に検討すべき。
- 法第22条に基づく全ての省令について検討を進めるべき。

(2) 保護対象者の範囲

- 最高裁判決では、物の危険性、場所の危険性に着目し、同じ場所で働く者は労働者以外も保護対象との考え方を示しており、家族就業者を保護対象から除外するべきではない。
- 労災補償では家族就業者も対象となっており、安衛法の保護対象に入れるべき。
- 家族就業者を「労働者以外の者で危険性がある場所で危険にさらされるおそれのある者」として一括して括ることには反対であり、それぞれの特性等を十分に見極めた上で個別に検討していくべき。

※家族就業者の扱いについては、引き続き検討することとされた

(3) 保護措置の内容

- 保護措置は、労働者と同等と整理するのではなく、まずは石綿の表示・掲示に限るべき。
- 労働者と同等の保護水準を確保するという考え方に賛成。

(3) 保護措置の内容（続き）

- 労働者以外の者に対する保護措置について、どこまでやれば義務を履行したことになるのか、具体的に示して欲しい。
- 労働者以外の者について、指揮命令がないという理由で「周知」となっているが、同等というのは、同じ状態となることを確保することであり、周知では弱く、「指導」とするべき。
- 今回の見直しでどこまで影響が及ぶのか（何をどこまでやれば良いのか）、現在労働者に義務付けられているものに関し具体的に示されているものを、代表的なもので良いので、次回参考に示して欲しい。
- 法第22条に労働者と書いてないとはいえ、罰則対象を拡大することについて、省令改正だけでよいのか。
- 労働者以外の者の危険有害業務について、将来的な訴訟も想定した記録の必要性についても検討するべきではないか。

(4) 労働者以外の者に求める事項

- 労働者以外の者に協力を求めるという方向性に賛成。
- 一人親方等は自らも事業者としての責務を負う者であり、労働者を下回るような遵守義務とするべきではなく、「協力」ではなく、罰則付きの遵守義務とするべき。
- 就業制限のように、労働者以外を立入禁止にするなどの措置を設けられないか。
- 危険有害作業の影響が及ぶ範囲の明確化（誰がどうやって決めるのか）が必要。

2 有害性の警告表示の義務付け

- 石綿則以外も同様に見直すという方針に賛成。
- まずは石綿則のみを優先して検討すべき。揭示義務のない省令は、揭示規定を設ける必要があるのかどうか十分な検討が必要。
- 化学物質規制の見直し（自律的管理への移行に伴う特化則等の特別規則の廃止）後に本件規制をどうするのか整理が必要。

3 集じん機付き電動工具の使用義務付け

- 義務付け前提ではなく、まずは実態を調べて、その後に義務化の必要性があるかどうかについて検討する順序とするべき。
- 幅広く専門家の意見も聴いて欲しい。

4 全般的な意見

- 改正条文のイメージがわきにくいこともあり、次回以降丁寧に議論を進めて欲しい。
- ※ 見直し対象の法令の範囲、保護措置の内容に関し、具体的改正内容をイメージして検討できるよう、具体的な改正案、現行法令についての関係通達等を提出することとなった。
- ※ まず現行の安衛法の規定を前提に、政省令等により速やかに対応できる事項を検討（法改正が必要となる事項については、改めて別途の場を設けて検討）。

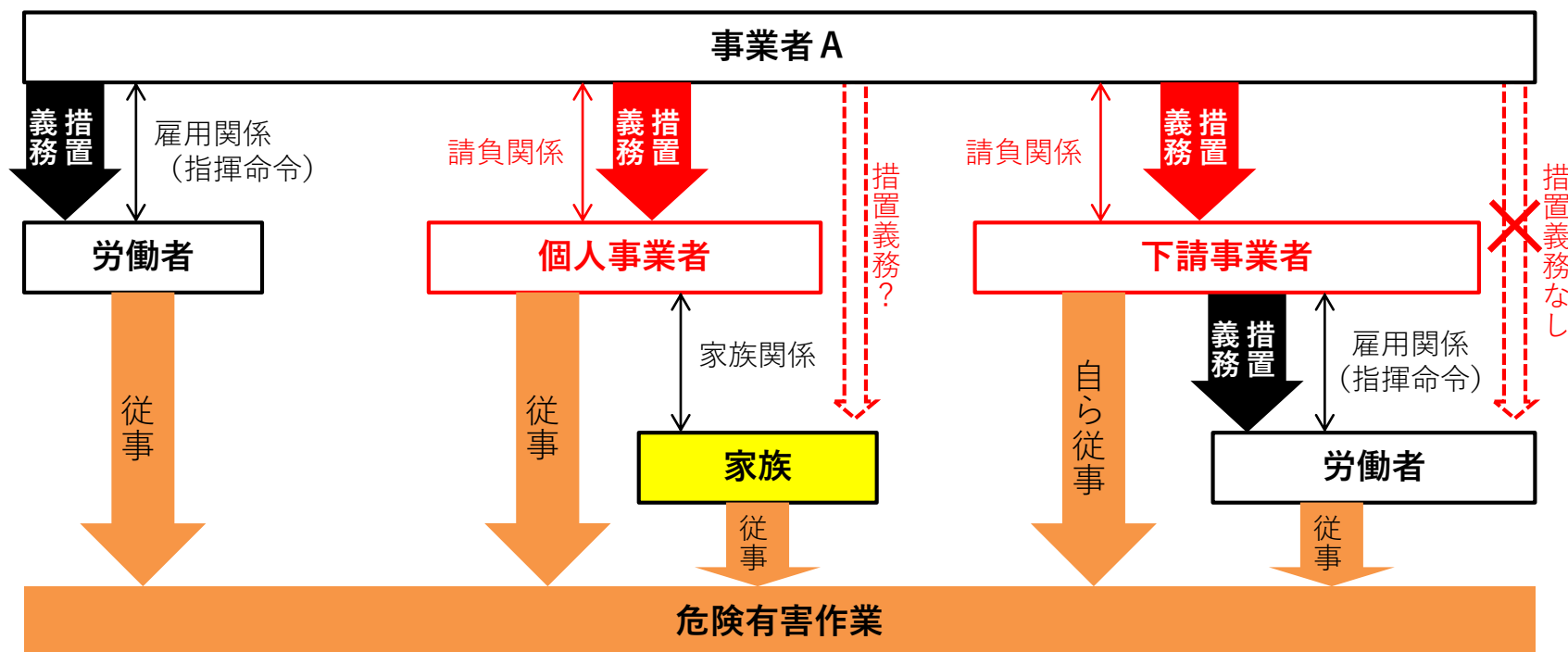
本日の議論

- 1 保護対象に加えるべき者の整理（家族就業者の取扱い）
- 2 具体的な省令改正のイメージ
 - ・ 安全確保のための設備設置関係の規定の改正
 - ・ 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正
 - ・ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正
 - ・ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正
- 3 今後の検討事項

保護対象に加えるべき者の整理 (家族就業者の取扱い)

1 保護対象に加えるべき者の整理（家族就業者の取扱い）

- 「家族就業者」は、労働基準法や労働安全衛生法上は労働者としては取り扱われないものと整理。その上で、作業の発注元である事業者Aから見ると、個人事業者とその家族の関係は、下請事業者とその労働者の関係に近く、個人事業者が適切に措置することが適当ではないか。
 - ・ 事業者Aが、下請事業者の労働者に直接措置を行わない（下請事業者を通じて措置を実施する）のと整合性がある。
 - ・ 家族就業者についても、個人事業者を通じて措置を行うことで、労働者と同様に安全衛生の確保が図られる。
 - ・ 仮に家族就業者について事業者Aに措置義務を課す場合、恒常的に事業者Aと個人事業者の双方から異なる措置が講じられることも想定され、混乱を招くおそれがある。また、事業者Aの指揮命令関係がある状態に近づき、事業者Aとの間の労働者性の有無について混乱を招くおそれがある。
- なお、立入禁止、喫煙禁止措置など、指揮命令とは関係なく、場所の使用・管理権原等を背景に、その場所のルールを、その場所にいる全ての者に適用する必要があるものについては、個々の規定の趣旨に応じ、家族就業者も対象となることは想定される。



具体的な省令改正のイメージ

2 具体的な省令改正のイメージ

【基本的な考え方】

- 今回の改正は、労働安全衛生法第22条に基づき定められている省令の規定について、事業者による保護措置の対象を、以下のとおり拡大することを目的とする。

- ① 直接危険有害作業に従事する者に対する措置

⇒ 当該作業を請け負わせる請負人（個人事業者を含む。）を措置対象に加える

- ② 危険有害作業が行われている作業場にいる者に対する措置

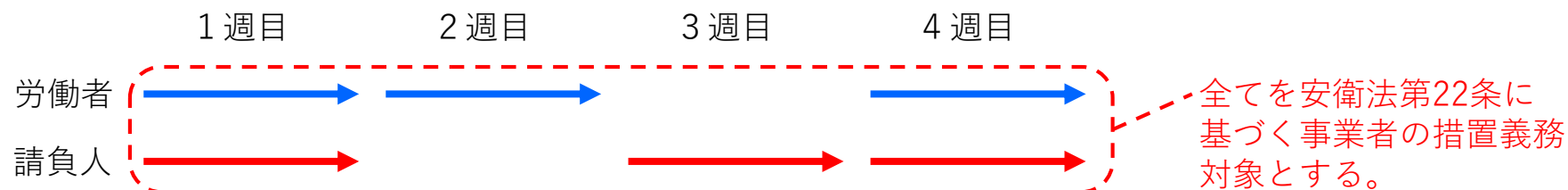
⇒ 当該作業場で何らかの作業に従事する全ての者（資材搬入業者等を含む。）を措置対象に加える

- 上記①については、作業の一部を請負人に請け負わせる場合に限定し、事業者の労働者が作業に従事しない場合（作業の全部を請負人に請け負わせる場合）は対象としない。

※ 注文者等としての立場での規制は別途あり（安衛法第31条の4等）

- 上記①の作業の一部を請負人に請け負わせる場合について、一連の作業工程の中で、時間的・空間的に、事業者の労働者が作業に従事しておらず、請負人のみが作業に従事する場面※においても措置義務があるものとして、検討を行うこととする。

※ 例えば、4週間かかる作業の一部を請負人に請け負わせ、1週目は労働者と請負人が混在して作業、2週目は労働者のみで作業、3週目は請負人のみで作業、4週目は労働者と請負人が混在して作業というような場合には、3週目の請負人のみが作業する場合の保護措置についても、検討対象とする。



2 具体的な省令改正のイメージ

【基本的な考え方】（続き）

○ 改正の方針は、前回の議論を踏まえ、下表のとおりとする。

	労働者に対する措置（現行法令で規定）	作業の一部を請け負わせる 請負人に対する措置
I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 密閉設備、局所排気装置等の有害物の発散抑制設備の設置・稼働 ・ 警報設備、緊急設備等の緊急時用設備の設置 ・ 休憩室、作業衣等の保管設備、洗浄設備等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置については改正不要 ・ 請負人が作業する場合の稼働や、請負人に設備を使わせることについて、事業者 に配慮義務を新たに規定
II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険防止の為の作業方法の遵守（開口部閉鎖、遠隔操作、特定の用具の使用等） ・ 保護具の使用 ・ 作業終了時等の汚染の除去、器具の持ち出し禁止等 ・ 汚染時の医師による緊急診断 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負人に対して、作業方法の遵守、保護具の使用等の必要性を周知させる義務を新たに規定
III	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染された場所等の危険のある場所への立入禁止 ・ 喫煙禁止等の特定行為の禁止 ・ 事故発生時の退避 ・ 入退室管理 ・ 加圧、減圧の管理等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負人も措置対象に追加する改正を行う
IV	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者に対する有害物の人体への作用、取扱い上の注意事項等に関する掲示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負人も措置対象に追加する改正を行う

※ 当該作業場で（他の）作業に従事する者についても措置義務が規定されている場合は、上記と同様の考え方で改正。

2 具体的な省令改正のイメージ

< 1 > 安全確保のための設備設置関係の規定の改正

- 安全確保のための設備を設置することについては、労働者が作業に従事する時点で義務づけられており、現行制度のままでも、労働者以外の者も含め効果が得られることから改正は必要ない。
 ※ 例外的に、事業者側でしか当該設備を用意することが困難な個人ごとの設備（高圧則の空気槽等）については、改正を行う。
- ただし、設置した設備を作業時に稼働させる等の当該設備による作業環境の改善のための措置については、請負人のみが作業を行うとき※¹等には、状況に応じて、取り得る方策※²が他にもありうることから、必要に応じ配慮規定※³を設ける。
 ※¹ 前ページの4週間作業の例の3週目のようなケース
 ※² 例えば、事業者が当該設備を稼働するほか、請負人側で稼働させる、小規模の設備・機器であれば請負人が使い慣れた物を持ち込んで使う等
 ※³ 作業方法は基本的に請負人において決定できることから、事業者には稼働の努力義務ではなく、配慮義務を課すことが適当

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>改正不要</p>	<p>（設備の設置） ※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、粉じん 第●●条 事業者は、○○○の業務に労働者を従事させるときは、当該業務を行う作業場所に、△△△の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。</p>
<p>（空気槽） ※高圧 第8条 事業者は、潜水作業者<u>及び潜水業務の一部を請け負わせた者（以下この項において「潜水作業者等」という。）</u>に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける<u>潜水作業者等</u>ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽を設けなければならない。</p>	<p>（空気槽） ※高圧 第8条 事業者は、潜水作業者に、空気圧縮機により送気するときは、当該空気圧縮機による送気を受ける<u>潜水作業者</u>ごとに、送気を調節するための空気槽及び事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気槽を設けなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（換気装置の稼働） ※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、粉じん 第●●条 事業者は、局所排気装置／プッシュプル型換気装置を設けたときは、労働者が〇〇〇の業務に従事する間、当該局所排気装置／プッシュプル型換気装置を×××の要件を満たすように稼働させなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、前項の規定により局所排気装置／プッシュプル型換気装置を設けた場合において、〇〇〇の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該〇〇〇の業務に従事する間（労働者が当該〇〇〇の業務に従事するときを除く。）、当該装置を同項の×××の要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。</u></p>	<p>（換気装置の稼働） ※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、粉じん 第●●条 事業者は、局所排気装置／プッシュプル型換気装置を設けたときは、労働者が〇〇〇の業務に従事する間、当該局所排気装置／プッシュプル型換気装置を×××の要件を満たすように稼働させなければならない。</p>
<p>（換気） ※四アルキル、特化、高圧 第●●条 事業者は、〇〇〇の業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 △△△を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けること。</p> <p><u>2 事業者は、〇〇〇の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該業務に従事する間（労働者が当該業務に従事するときを除く。）、△△△を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けること等について配慮しなければならない。</u></p>	<p>（換気） ※四アルキル、特化、高圧 第●●条 事業者は、〇〇〇の業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 △△△を十分に換気し、かつ、作業中も当該装置により換気を続けること。</p>
<p>※改正不要</p>	<p>（換気） ※粉じん 第●●条 事業者は、〇〇〇の屋内作業場については、△△△による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（換気） ※酸欠、粉じん 第●●条 事業者は、○○○の作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気しなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。</u></p>	<p>（換気） ※酸欠、粉じん 第●●条 事業者は、○○○の作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上に保つように換気しなければならない。</p>
<p>※改正不要</p>	<p>（警報設備、緊急遮断装置、○○装置の設置など） ※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、高圧、酸欠、電離、高圧 第●●条 事業者は、○○○を貯蔵するときは／△△△の場所については／○○○の設備には、○○○の漏えい等のおそれがないようにするため／非常時に直ちに退避させることができるようにするため／○○○が漏えいした場合に関係者にこれを速やかに知らせるため、×××の設備／×××の装置を設けなければならない。</p>
<p>（洗身設備） ※鉛 第47条 事業者は、○○○の業務に労働者を従事させるときは、洗身のための設備を設け、必要に応じ、当該労働者にこれを使用させなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、洗身する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該請負人に対し同項の設備を使用させる等適切に洗身が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</u></p>	<p>（洗身設備） ※鉛 第47条 事業者は、○○○の業務に労働者を従事させるときは、洗身のための設備を設け、必要に応じ、当該労働者にこれを使用させなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>(保護具等の保管設備) ※鉛</p> <p>第46条 事業者は、〇〇〇の業務に従事する労働者に使用させる△△△の保護具等を×××から隔離して保管するための設備を設け、当該労働者にこれを使用させなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、〇〇〇の業務を請け負わせた請負人に対し、当該請負人が使用した△△△の保護具等を×××から隔離して保管する必要がある旨を周知させるとともに、必要に応じ、当該請負人に対し前項の設備を使用させる等適切な保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない。</u></p>	<p>(保護具等の保管設備) ※鉛</p> <p>第46条 事業者は、〇〇〇の業務に従事する労働者に使用させる△△△の保護具等を×××から隔離して保管するための設備を設け、当該労働者にこれを使用させなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 「配慮しなければならない」とは、具体的には以下の行為を想定する。
 - ・ 「稼働させること等について配慮しなければならない」
 - ⇒ 事業者が稼働させることのほか、請負人（一人親方等）が自ら稼働させることができるよう排気装置の使用を許可することも含まれる。
 - ・ 「作業中も当該装置により換気続けること等について配慮しなければならない」
 - ⇒ 事業者が装置を使用して換気することのほか、請負人（一人親方等）が自ら装置を使用して換気することができるよう装置の使用を許可することも含まれる。
 - ・ 「設備を使用させる等適切に洗身／適切な保管が行われるよう必要な配慮をしなければならない」
 - ⇒ 設備を使用させることのほか、請負人（一人親方等）が自ら洗身や保管を行うことができるよう場所を提供することも含まれる。

2 具体的な省令改正のイメージ

< II > 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正

- 安全確保のために省令で規定されている特定の作業方法の遵守や保護具の使用等は、作業を行うに当たって必ず実施すべき措置であるが、当該作業を請け負わせる請負人に対しては指揮命令関係がないため、これらの措置が必要なことについての周知義務を設ける。
- また、作業に従事する者に限定された措置ではなく、特定の場所について、全ての労働者に保護具の使用等を求めている規定については、当該作業場で（他の）作業に従事する者全員を周知対象とする。

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>（作業計画）※石綿、高圧、除染 第●●条 事業者は、○○○の作業計画を定めたときは、<u>作業に従事する者</u>に周知させなければならない。</p>	<p>（作業計画）※石綿、高圧、除染 第●●条 事業者は、○○○の作業計画を定めたときは、<u>関係労働者</u>に周知させなければならない。</p>
<p>（作業方法）※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、電離 第●●条 事業者は、○○○の作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前項各号に掲げる措置を講じる必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（作業方法）※石綿、有機、鉛、四アルキル鉛、特化、電離 第●●条 事業者は、○○○の作業を行うときは、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、四アルキル鉛、酸欠、有機、高圧、特化、除染、電離、安衛則 第●●条 事業者は、〇〇〇の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護具を使用させなければならない。 <u>2 事業者は、〇〇〇の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、四アルキル鉛、酸欠、有機、高圧、特化、除染、電離、安衛則 第●●条 事業者は、〇〇〇の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護具を使用させなければならない。</p>
<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、有機、特化 第●●条 事業者は、〇〇〇の場所については、労働者に保護具を使用させなければならない。 <u>2 事業者は、労働者以外の者であって〇〇〇の場所において作業に従事する者に対し、当該場所については、保護具の使用が必要である旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、有機、特化 第●●条 事業者は、〇〇〇の場所については、労働者に保護具を使用させなければならない。</p>
<p>（線量の測定） ※除染、電離 第●●条 事業者は、労働者が〇〇〇の作業により受ける被ばくによる線量を測定しなければならない。 <u>2 事業者は、〇〇〇の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該者請負人に対し、当該者請負人が当該作業により受ける被ばくによる線量を測定する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（線量の測定） ※除染、電離 第●●条 事業者は、労働者が〇〇〇の作業により受ける被ばくによる線量を測定しなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（器具等の汚染の除去） ※石綿、鉛、四アルキル鉛、特化、除染、電離 第●●条 事業者は、○○○の作業に使用した器具等について、△△△を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならない／△△△を除去するための質を講じなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に使用した器具等について、△△△を除去した後でなければ、作業場外の持ち出してはならない／△△△を除去する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（器具等の汚染の除去） ※石綿、鉛、四アルキル鉛、特化、除染、電離 第●●条 事業者は、○○○の作業に使用した器具等について、△△△を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならない／△△△を除去するための質を講じなければならない。</p>
<p>（身体の汚染の除去） ※鉛、四アルキル鉛、有機、特化 第●●条 事業者は、○○○の作業に従事する労働者の身体が△△△によって著しく汚染されたことを発見したときは、速やかに、汚染を除去させなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、当該請負人の身体が△△△によって著しく汚染されたときは、すみやかに、汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（身体の汚染の除去） ※鉛、四アルキル鉛、有機、特化 第●●条 事業者は、○○○の作業に従事する労働者の身体が△△△によって著しく汚染されたことを発見したときは、速やかに、汚染を除去させなければならない。</p>
<p>（診断） ※鉛、四アルキル鉛、酸欠、有機、特化、除染、電離 第●●条 事業者は、△△△に該当する労働者に、すみやかに、医師による診断を受けさせなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、△△△に該当するときは、すみやかに、医師による診断を受ける必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>（診断） ※鉛、四アルキル鉛、酸欠、有機、特化、除染、電離 第●●条 事業者は、△△△に該当する労働者に、すみやかに、医師による診断を受けさせなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>(就業禁止) ※鉛、四アルキル鉛、高圧 第●●条 事業者は、○○○（疾病）にかかっている労働者については、医師が必要と認める期間、△△△の業務に従事させてはならない。</p> <p><u>2 事業者は、△△△の業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、○○○（疾病）にかかっているときは、医師が必要と認める期間、当該業務に従事してはならない旨周知させなければならない。</u></p>	<p>(就業禁止) ※鉛、四アルキル鉛、高圧 第●●条 事業者は、○○○（疾病）にかかっている労働者については、医師が必要と認める期間、△△△の業務に従事させてはならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

<保護具等の使用について、事業者が請負人に対し、周知ではなく指導を行うことについて>

- 労働安全衛生法令において、「指導」や「指示」を行う主体として規定されている例は、厚生労働大臣や都道府県労働局長などが事業者等に対して行うもののほか、使用従属関係にない者に対して行うものとして以下のものが挙げられる。

(1) 元方事業者が関係請負人又は関係請負人の労働者に対して行う指導・指示

※ 一人親方等に保護具を使用する義務はないため、保護具の使用については、法第29条に基づく元方事業者の指導・指示の対象とならない。

【労働安全衛生法】

第29条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しているとき、是正のため必要な指示を行わなければならない。

第29条の2 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一～三 (略)

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあっては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 (略)

(2) 注文者が請負人に対して行う指示

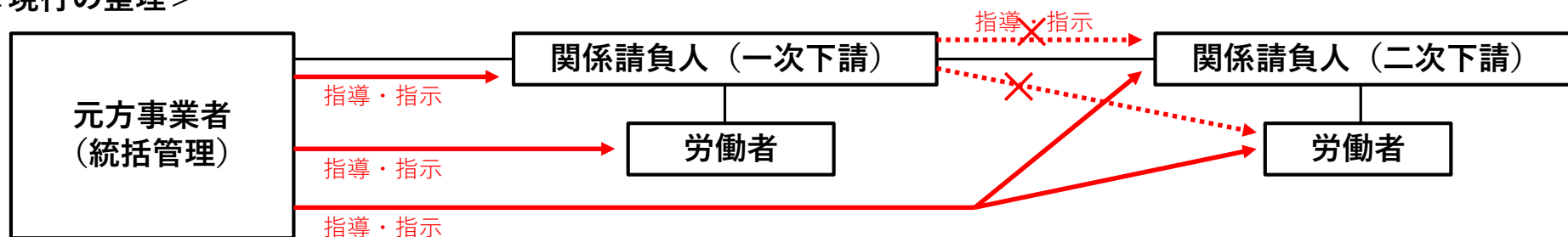
【労働安全衛生法】

第31条の4 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に反することとなる指示をしてはならない。

- 上記のとおり、法令上、使用従属関係にない者による「指導」又は「指示」は、元方事業者という統括管理の役割を担う特別な地位にある者や注文者に限定されており、個々の事業者がその請負人等に対して指導や指示を行うことは想定していない。

2 具体的な省令改正のイメージ

< 現行の整理 >



- 個々の事業者によるその請負人等に対する指導や指示を位置づけるならば、元方事業者等の位置づけも含めた全体的な見直しが必要となると考えられる。
- また、個々の事業者も、個別の作業に関連して請負人や請負人の労働者に対して指導や指示をする仕組みとすると、労働者ではない者に対する指揮命令との境界があいまいになり、雇用関係か請負関係かが不明確となるおそれがある。
- 作業方法や保護具の使用等については、周知にとどめ、請負人が周知された情報をもとに自ら判断して措置を講じる形が適切と考えられる。

(参考) 国土交通省は「建設業の一人親方問題に関する検討会」において、適正な請負契約の推進や規制逃れを目的とした一人親方化防止対策等の検討を行っているところ。

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 「周知」の方法は、具体的には、周知すべき内容の分量、複雑さ等を踏まえ、以下のいずれかの方法によることとする。
 - (1) 常時作業場の見やすい場所に掲示又は備えつけることによる周知
 - (2) 書面を交付すること（請負・委託の契約時に書面で示すことも含む。）による周知
 - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること（当該機器に周知すべき内容が記録され、確認できることの周知も含む。）による周知
 - (4) 口頭による周知

<参考> 周知の方法に関する規定・解釈の例

【有機溶剤中毒予防規則】

(評価の結果に基づく措置)

第28条の3 (略)

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、(中略)第1項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならない。

- 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備えつけること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

【労働安全衛生規則】

(作業計画)

第151条の3 (略)

3 事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

※昭和53年2月10日付基発第78号の抜粋

第3項の「関係労働者に周知」は、口頭による周知で差し支えないが、内容が複雑な場合等で口頭による周知が困難なときは、文書の配布、掲示等によること。

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 「周知」等の措置を行う対象範囲としての「作業場」については、安衛法令上明確な定義はなく、個々の現場ごとに判断することとなるが、以下のような規定・解釈を踏まえると、特定の作業について、当該作業が行われている一定の区画で区切られた場所とすることができる。

<作業環境測定を行うべき作業場>

【労働安全衛生法施行令】

(作業環境測定を行うべき作業場)

第21条 法第65条第1項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 二 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 四 坑内の作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 五 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの
- 六 別表第二に掲げる放射線業務を行う作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（中略）を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場（中略）、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- 八 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる鉛業務（中略）を行う屋内作業場
- 九 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場
- 十 別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

<労働基準法における作業場の定義>（昭和23年4月5日付け基発第535号）

作業場とは、事業場内において密接な関連の下に作業の行われている現場をいい、主として建物別等により判断すべきものである。

2 具体的な省令改正のイメージ

< III > 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正

- 指揮命令関係に基づくものではなく、場所の使用・管理権原等に基づく立入禁止、特定行為の禁止、退避、入退室管理等の措置は、労働者以外の者（請負人や当該場所で（他の）作業に従事する者）も措置対象に追加することとする。

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>（立入禁止措置） ※石綿、酸欠、特化、四アルキル鉛、電離 第●●条 事業者は、○○○の場所には、<u>当該場所において作業に従事する者以外の者</u>が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</p>	<p>（立入禁止措置） ※石綿、酸欠、特化、四アルキル鉛、電離 第●●条 事業者は、○○○の場所には、<u>関係者以外の者／作業に従事する労働者以外の労働者</u>が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</p>
<p>（立入禁止措置） ※粉じん、鉛、有機、高圧 第●●条 事業者は、○○○であるときは、×××の場所に<u>作業に従事する者</u>を近寄らせて／×××の場所で作業させて／×××の場所に立ち入らせてはならない。</p>	<p>（立入禁止措置） ※粉じん、鉛、有機、高圧 第●●条 事業者は、○○○であるときは、×××の場所に<u>労働者</u>を近寄らせて／×××の場所で作業させて／×××の場所に立ち入らせてはならない。</p>
<p>（喫煙の禁止） ※石綿、鉛、特化、電離、除染 第●●条 事業者は、○○○の場所で<u>作業に従事する者</u>が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。</p>	<p>（喫煙の禁止） ※石綿、鉛、特化、電離、除染 第●●条 事業者は、○○○の場所で<u>労働者</u>が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の<u>労働者が</u>見やすい箇所に表示しなければならない。</p>
<p>（退避） ※酸欠、有機、特化、四アルキル鉛、電離、高圧 第●●条 事業者は、○○○のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、<u>作業に従事する者</u>をその場所から退避させなければならない。</p>	<p>（退避） ※酸欠、有機、特化、四アルキル鉛、電離、高圧 第●●条 事業者は、○○○のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、<u>労働者</u>をその場所から退避させなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）退避を追加

改正イメージ	現行
<p>（周囲の者へのばく露防止） ※電離 第●●条 事業者は、○○○を放射線装置室以外の場所を使用するときは、放射線を、<u>作業に従事する者</u>が立ち入らない方向に照射し、又は遮へいする措置を講じなければならない。</p>	<p>（周囲の者へのばく露防止） ※電離 第●●条 事業者は、○○○を放射線装置室以外の場所を使用するときは、放射線を、<u>労働者</u>が立ち入らない方向に照射し、又は遮へいする措置を講じなければならない。</p>
<p>（加圧の速度） ※高圧 第14条 事業者は、気こう室において高圧室内作業員及び<u>高圧室内業務の一部を請け負わせた者</u>に加圧を行うときは、毎分0.08メガパスカル以下の速度で行わなければならない。</p>	<p>（加圧の速度） ※高圧 第14条 事業者は、気こう室において高圧室内作業員に加圧を行うときは、毎分0.08メガパスカル以下の速度で行わなければならない。</p>
<p>（減圧時の措置） ※高圧 第20条 事業者は、気こう室において高圧室内作業員及び<u>高圧室内業務の一部を請け負わせた者（以下この条において「高圧室内作業員等」という。）</u>に減圧を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p>	<p>（減圧時の措置） ※高圧 第20条 事業者は、気こう室において高圧室内作業員に減圧を行うときは、次の措置を講じなければならない。</p>
<p>（人員の点検） ※酸欠 第8条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行なう場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。 <u>2 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業を行う場所に入場し、及び退場する時に、人員を点検しなければならない。</u></p>	<p>（人員の点検） ※酸欠 第8条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行なう場所に入場させ、及び退場させる時に、人員を点検しなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 「作業に従事する者」には、以下の者が含まれる。
 - ・ 当該作業場で何らかの作業に従事する労働者
 - ・ 当該作業場で何らかの作業に従事する請負人（一人親方を含む）
 - ・ 当該作業場で何らかの作業に従事する請負人の労働者
 - ・ 当該作業場に資材、荷物等を搬入する者（当該作業場で行う資材、荷物等の運搬、搬入、荷下ろし等の行為も「作業に従事する」に含まれる）
 - ・ 当該作業場で何らかの作業に従事する家族就業者
 - ※家族就業者については、以下の観点から対象とする
 - ①現在も「関係者以外の者」等として含まれる条項については引き続き対象
 - ②安全確保の観点から（一人親方を經由せずに）直接的に伝えることが合理的なもの（緊急時の退避や立入禁止等）
 - ③他の労働者保護の観点から、家族就業者にも禁止等が必要なもの（退去前の汚染の除去等）
- 「作業に従事する者」には、以下の者は含まれない。
 - ・ 当該作業場を業務外で訪れている見学者
 - ・ 当該作業場を単に通行するだけの者

2 具体的な省令改正のイメージ

<IV> 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正

- 有害物の有害性等を周知するための掲示については、「掲示」という行為により労働者以外にも周知効果は得られることから、労働者以外の者（請負人や当該場所で（他の）作業に従事する者）も措置対象に追加することとする。
- 有害物の有害性等を周知するための掲示の規定は、石綿則、有機則、特化則にはあるが、鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則、安衛則（ダイオキシン関係）には規定されていない。しかし、これらの物質について有害性等を周知しなくても良いとする合理的理由はないことから、これらの省令においても、以下の「改正イメージ」にあるものと同様の規定を新たに設けることとする。

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>（掲示）※石綿、有機、特化 第●●条 事業者は、○○の作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ○○の作業場である旨／△△の名称 二 △△により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 三 △△の取扱い上の注意事項 四 <u>当該作業場所においては保護具を着用しなければならない旨並びに</u>使用すべき保護具 五 △△による中毒が発生したときの応急処置 	<p>（掲示）※石綿、有機、特化 第●●条 事業者は、○○の作業場には、次の事項を、<u>作業に従事する労働者が見やすい箇所に／作業中の労働者が容易に知ることができるよう、</u>見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ○○の作業場である旨／△△の名称 二 △△の人体に及ぼす作用 三 △△の取扱い上の注意事項 四 使用すべき保護具 五 △△による中毒が発生したときの応急処置

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（表示）※有機 第●●条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。</p>	<p>（表示）※有機 第25条 事業者は、屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務に係る有機溶剤等の区分を、<u>作業中の労働者が容易に知ることができるよう</u>、色分け及び色分け以外の方法により、見やすい場所に表示しなければならない。</p>
<p>（表示）※特化 第●●条 事業者は、特定化学設備に原材料その他の物を<u>送給する者</u>が当該送給を誤ることによる第三類物質等の漏えいを防止するため、<u>当該者</u>が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならない。</p>	<p>（表示）※特化 第17条 事業者は、特定化学設備に原材料その他の物を<u>送給する労働者</u>が当該送給を誤ることによる第三類物質等の漏えいを防止するため、<u>当該労働者</u>が見やすい位置に、当該原材料その他の物の種類、当該送給の対象となる設備その他必要な事項を表示しなければならない。</p>
<p>（管理区域の明示）※電離 第3条 事業者は、管理区域内の見やすい場所に、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。</p>	<p>（管理区域の明示）※電離 第3条 事業者は、管理区域内の<u>労働者</u>の見やすい場所に、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による<u>労働者</u>の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。</p>
<p>（騒音を発する場所の明示等）※安衛則 第583条の2 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを<u>当該作業場において作業に従事する者</u>が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずるものとする。</p>	<p>（騒音を発する場所の明示等）※安衛則 第583条の2 事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを<u>労働者</u>が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずるものとする。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

(補足説明)

- 掲示の方法や「生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」として掲示すべき内容については、「有機溶剤中毒予防規則第24条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示（昭和47年労働省告示第123号）」に準じることとする。

<参考>昭和47年労働省告示第123号より抜粋

- 一 有機溶剤の人体に及ぼす作用について掲示すべき内容は、次のとおりとする。

主な症状

- (1) 頭痛
- (2) けん怠感
- (3) めまい
- (4) 貧血
- (5) 肝臓障害

- 四 掲示方法は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 掲示は、掲示板によって行うこと。
- (2) 掲示板の材質は、木質、金属その他の硬質のものであること。
- (3) 掲示板の大きさは、縦0.4m以上、横1.5m以上とすること。
- (4) 掲示板の表面は、白色とすること。
- (5) 掲示板に記載する文字は、黒色とすること。
- (6) 掲示板の第一行目に「有機溶剤等使用の注意事項」と表示すること。

- 「使用すべき保護具」は、保護具の名称を具体的に掲示する。

2 具体的な省令改正のイメージ

<労働者以外の者による遵守義務>

- 特定行為の禁止、退避、立入禁止等の措置について、労働者に遵守義務が設けられているものについて、労働者以外の者にも遵守義務（ただし罰則の対象にはならない）を設けることとする。
- 労働者以外の者に対して事業者が行う「周知」については、周知を受けた者において取るべき措置が一義的に決まっているものではなく、何を以て遵守したと判断するか困難であることから、労働者以外の者に対する遵守義務は設けない。

※ 例えば、保護具については労働者に使用義務があるが、労働者以外の者においては、保護具の選択、保護具を要さない作業環境の確保等、選択の幅があることが想定される。また、労働者に対する措置内容を複数の措置の中から事業者が選択することとされている規定についても、周知を受けた労働者以外の者に選択の幅がある。

【改正のイメージ】（※は、改正条文が規定されている省令の略称）

（注）下記の規定（同旨の規定を含む）が設けられている全ての省令について改正（下線部分が改正箇所）する。下記の改正イメージは例であり、同様の趣旨の規定については、同様の考え方で改正する。

改正イメージ	現行
<p>（立入禁止措置） ※石綿、酸欠、特化、四アルキル鉛、電離 第●●条（略） 2 <u>作業に従事する者以外の者</u>は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</p>	<p>（立入禁止措置） ※石綿、酸欠、特化、四アルキル鉛、電離 第●●条（略） 2 <u>作業に従事する労働者以外の労働者</u>は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</p>
<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、四アルキル鉛、酸欠、有機、高圧、特化、除染、電離、安衛則 第●●条 事業者は、○○○の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護具を使用させなければならない。 2 ○○○の作業に従事する労働者は、当該作業に従事する間、保護具を使用しなければならない。 3 <u>事業者は、○○○の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u> ※請負人に対する保護具の使用義務は設けない</p>	<p>（保護具の使用） ※石綿、鉛、粉じん、四アルキル鉛、酸欠、有機、高圧、特化、除染、電離、安衛則 第●●条 事業者は、○○○の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護具を使用させなければならない。 2 ○○○の作業に従事する労働者は、当該作業に従事する間、保護具を使用しなければならない。</p>

2 具体的な省令改正のイメージ

【改正のイメージ】（続き）

改正イメージ	現行
<p>（休憩室に入る際の措置）※石綿、鉛、特化 第●●条 <u>〇〇〇の業務に従事した者</u>は、休憩室に入る前に、 △△△を除去しなければならない。</p>	<p>（休憩室に入る際の措置）※石綿、鉛、特化 第●●条 <u>労働者は、〇〇〇の業務に従事したときは</u>、休憩室に 入る前に、△△△を除去しなければならない。</p>
<p>（喫煙の禁止）※石綿、鉛、特化、電離、除染 第●●条 （略） 2 <u>前項の作業に従事する者</u>は、同項の場所で喫煙し、又は飲食 してはならない。</p>	<p>（喫煙の禁止）※石綿、鉛、特化、電離、除染 第●●条 （略） 2 <u>労働者</u>は、前項の場所で喫煙し、又は飲食してはならない。</p>

今後の検討事項

3 今後の検討事項

前回の議論を踏まえ、以下に掲げる事項については、別の検討の場を設けて、改めて検討することとする。

(1) 「物の危険性」及び「場所の危険性」に関する規定で、労働安全衛生法第22条及び第57条以外の規定のあり方

<関係条文（労働安全衛生法）>

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第25条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

3 今後の検討事項

(2) 労働者が作業に従事しない場合の事業者（注文者）による措置のあり方

<関係条文（労働安全衛生法）>

第31条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第31条の2 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第31条の3 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第31条の4 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

（機械等貸与者等の講ずべき措置等）

第33条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

（建築物貸与者の講ずべき措置）

第34条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

3 今後の検討事項

(3) 労働者以外の者による（事業者が行う措置の）遵守義務（罰則あり）のあり方

<関係条文（労働安全衛生法）>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。

第26条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

（請負人の講ずべき措置等）

第32条 第30条第1項又は第4項の場合において、同条第1項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

2 第30条の2第1項又は第4項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

3 第30条の3第1項又は第4項の場合において、第25条の2第1項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第30条の3第1項又は第4項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

4 第31条第1項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

5 第31条の2の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

6 第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第31条の2の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

7 第1項から第5項までの請負人及び前項の労働者は、第30条第1項の特定元方事業者等、第30条の2第1項若しくは第30条の3第1項の元方事業者等、第31条第1項若しくは第31条の2の注文者又は第1項から第5項までの請負人が第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2又は第1項から第5項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 （中略）、第26条、（中略）、第32条第1項から第6項まで、（中略）の規定に違反した者

3 今後の検討事項

(4) 個人事業者（一人親方、フリーランス等）による事業者としての措置義務のあり方

<関係条文（労働安全衛生法）>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

(5) リスクアセスメント等を基本とする自主的な管理における労働者以外の者に対する措置のあり方

<関係条文（労働安全衛生法）>

第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第57条第1項の政令で定める物及び第57条の2第1項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

第57条の3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。